## 公募型プロポーザル実施要領の訂正について

令和6年4月26日

参加申込者 各位

斑鳩町長 中西 和 夫 (公印省略)

下記業務に関する公募型プロポーザルについて、令和6年4月2日に公告しました 実施要領につきまして変更がありましたので、別紙のとおり訂正させていただきます。

記

業務名称 JR法隆寺駅南側地区まちづくり基本計画作成等業務

変更内容 「11.(1)契約の締結」に文言追記

## 【訂正前】

11. 契約の締結

(1) 契約の締結

最高得点者として受託候補者に特定された者(参加者が1社のみの場合を含む。)と協議を行い、内容について合意に至った場合は、随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)の方法により契約の締結を行う。協議にあたっては、仕様や価格等の交渉を行い、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、契約交渉に係る費用は、特定された者が負担するものとする。また、随意契約時における仕様書等の詳細な事項については改めて協議を 行うものとする。



## 【訂正後】

最高得点者として受託候補者に特定された者(参加者が1社のみの場合を含む。)と協議を行い、内容について合意に至った場合は、随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)の方法により契約の締結を行う。協議にあたっては、仕様や価格等の交渉を行い、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。契約については、業務概要内で複数(2~3程度)に分ける予定である。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉に係る費用は、特定された者が負担するものとする。また、随意契約時における仕様書等の詳細な事項については改めて協議を行うものとする。